

「介護サービス情報公表制度」とは

<<介護保険法第115条の35>>

【制度の概要】

- ①介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用しようとする方が、主体的に事業所選択ができるように支援することを目的として、「介護サービス事業所」の情報を、インターネットにより公表する仕組みです。
- ②介護サービス事業者（新規に開始した事業者、前年度の介護報酬の実績がサービス毎に100万円を超える事業者）は、介護サービスの「基本情報」や「運営情報」を、年1回、都道府県に報告することが義務づけられています。

【情報の報告から公表までの流れ】

